



NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップ 2017 大会特別規則書

公示

本競技会は、NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ 2017 大会特別規則、および 2017 年もてぎロードレース選手権特別規則に基づいて開催される

第 1 章 競技規則

第 1 条 大会名称

NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ 2017

第 2 条 主催

株式会社ホンダ・レーシング

〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水 3 丁目 15 番 1 号

TEL : 048-461-8781 FAX : 048-469-0306

第 3 条 承認

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）

〒104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10 階

TEL : 03-5565-0900 FAX : 03-5565-0907

第 4 条 開催日

2017 年 12 月 2 日（土）・ 3 日（日）

第 5 条 開催地

ツインリンクもてぎ 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

第 6 条 競技会の組織

大会役員は、プログラムに示す。

第 7 条 開催レース

NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ 2017

《NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ》 東コース 8 周 （1 周／3,442.115m）

参加可能車両：NSF100

《NSF100 HRC トロフィー ジュニアチャンピオンシップ》 東コース 8 周 （1 周／3,442.115m）

参加可能車両：NSF100

* グランドチャンピオンシップとジュニアチャンピオンシップの混走でレースを行う。

● 参加料金 … 10,000 円（税込）

● 参加資格 … ① 2017 年度開催の NSF100 HRC トロフィーレースに 4 レース以上参加実績があること。

- (複数サーキット合計可)
- ②各施設のチャンピオンには決勝グリッド確保。
- ③2017 年度の MFJ 競技ライセンス（国際、国内、フレッシュマン、ジュニア可）保持者、または MFJ エンジョイ会員の者。
- ④満 20 歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。
- ⑤グランドチャンピオンシップクラスは 16 歳以上の者、またジュニアチャンピオンシップクラスは 16 歳未満の者が出場出来る。
- ※2017 年 1 月 1 日時点での年齢で区分する。
(2001 年 1 月 2 日以降生まれの者はジュニアクラスとなる)

第 8 条 参加申込み

- 1) 申込用紙に必要事項を記入し、代金と共に現金書留にて期間中に申込なければならない。
(期間内必着)
- 2) ピットクルーは最低 1 名の登録を条件とし、最大 3 名までの登録ができる。
- 3) ライダーおよびピット要員は、「もてぎ・鈴鹿共済会」（以下 MS 共済会）に加入すること。
- 4) コース上で負傷事故があった場合など、オフィシャルが正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合、参加申し込み時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠ると参加が取り消される場合がある。
- 5) 満 20 歳未満の参加者は、参加申込書の誓約書に保護者の署名と実印による捺印とその印鑑証明（3 ヶ月以内に取得したもの）を必要とする。
- 6) 上記の書類を選手受付時までに完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- 8) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

第 9 条 参加申し込み期間

NSF100 HRC トロフィー GC/JC **2017 年 10 月 17 日（火）～11 月 4 日（土）必着**

第 10 条 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険に関する詳細は、MFJ が発行する「国内競技規則書 2017」の 401 ページから 403 ページを参照すること。

第 11 条 MS 共済会（もてぎ・鈴鹿共済会）

MS 共済会は、年間加入または暫定加入とする。

- 1) 年間加入は SMSC（鈴鹿モータースポーツクラブ）会員、もしくは TRMC-S（ツインリンクもてぎクラブスポーツ）会員として登録され、所定の共済会費を収めた者とする。
- 2) 暫定加入は当該大会（練習走行、予選、決勝）のみ有効とする。
ライダー…7,000 円 <国際レーシングコース>
ピット要員…500 円
※ライダーの暫定加入は特別に定められた場合のみ行うことができる。

第 12 条 選手受付（書類検査）

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 参加受理書
- ② MFJ ライセンス（ライダー）

- ③ SMSC/TRMC-S ライセンス（ライダー/ピットクルー）
- ④ ライダープロフィール（提出を推奨します）
- ⑤ その他、大会事務局が指定したもの

第 13 条 車両の変更

参加する車両の変更は大会前日までに大会事務局に申し出ること。
変更手数料として、1箇所に付き 1,000 円の手数料を支払うものとする。
大会当日の変更は認められない。

第 14 条 参加車両

- 1) 全ての車両は、NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ 2017 大会特別規則書に定められた車両規則に合致する車両でなければならない。
- 2) ゼッケンナンバーは、参加受理書に定めるゼッケン番号を車両前面に 1ヶ所、シートカウル両側面に 1ヶ所ずつ装着しなければならない。（ただし、カウルの形状によりシートカウル両側面にゼッケンを装着できない場合は、事前に事務局に確認すること。）数字の書体は Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。また、デザイン文字、影付き文字などは認められない。
- 3) 各クラスのゼッケンナンバー色は下記の通りとする。

クラス	ベース色	文字色
NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップクラス		ゼッケンのベース色、文字色共に自由とするが、判別しやすい色を使用すること。クローム調、メッキ調、蛍光調の色は認められない。
NSF100 HRC トロフィー ジュニアチャンピオンシップクラス		ベース・文字共につや消しとする。

※ゼッケンベース色や、文字色、書体、大きさ等は車検員の指示に従うものとする。

※ゼッケンベースは、横 25cm×縦 19cm の面積を確保したものを、マシンの前と左右の 3ヶ所にスペースを取ること。

第 15 条 身分証（クレデンシャル）・通行証

- 1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルが大会事務局より送付される。（もしくは参加受付にて配布される。）
- 2) 参加者のトランスポーターは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行および入場ができない。また駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しにレッカー移動する場合がある。
- 3) 通行が許される参加者のトランスポーターは、1台とする。
- 4) 交付された身分証や車両通行証は他に貸与・転用してはならない。偽造、コピー等もしてならない。違反があった場合は没収または罰則を科す場合がある。（失格もある。）
- 5) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は事務局に再交付の手続きをとること。

第 16 条 自動計測器（トランスポンダー）の装着

- 1) 全ての参加者は大会事務局が用意した自動計測器を車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じて装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 自動計測器の配布は選手受付時にを行い、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。（予選不通過車両は当該予選終了後 1 時間以内とする。）万一破損・紛失した場合、1個につき 54,000 円（税

- 込) が大会事務局より請求される。
- 3) 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。
- 4) トランスポンダーの動作確認の為、練習走行（任意）において最低2周走行すること。
- 練習走行の不参加により、予選時のトランスポンダーの動作確認で計測器トラブルが生じた場合、正確な計測ができない場合もある。

第 17 条 燃料規定

- 1) 燃料は一般市販ルートで購入できる無鉛ハイオクおよびレギュラーガソリンに限る。AV ガスおよびレースガソリンは使用出来ない。
- 2) 燃料使用量に関する制限は無い。

第 18 条 車両検査・装備検査

- 1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って指定された場所で行う。
- 2) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- 3) 大会中に、公式車両検査を受けた車両およびライダー装備以外の車両、装備を使用した場合、罰則が科せられる場合がある。
- 4) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして装備検査を受けるものは次のとおりである。
 - ①ヘルメット ロードレースタイプのフルフェイスに限る。（MFJ公認のもの）
※右側にツインリンクもてぎの本人確認シールを貼付のこと。
 - ②ヘルメットリムーバー
 - ③グローブ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
 - ④レーシングスーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。（MFJ公認のもの）
※左胸前部内側または胸部下前立てにカタカナで氏名、アルファベットで血液型を記入すること。
 - ⑤ブーツ 革製もしくは革同等の素材で出来ているものに限る。
 - ⑥背負い式脊髄パッド
※レーシングスーツに内蔵されている形式のものは主催者に確認すること。
硬質プラスチックのもので、レーシングスーツに内蔵されているスポンジは認めない。
 - ⑦チェストプロテクター（胸パッド） 原則としてレース用を使用すること。
 - ⑧エアバッグシステム エアバッグベスト、ならびにエアバッグ機能付きレーシングスーツの使用を推奨する。
- 5) ライダーが走行中に装備しなければならないものについて、損傷、破れ、磨耗、劣化等で使用に際し、車検員が危険と判断したものは使用することが出来ない。
- 6) 抗議があった場合、もしくは競技監督が必要と判断した場合は再車検を行う。
- 7) レース終了後、主催者が指定した車両およびライダーは再車検を受けなければならない。主催者の判断により車両の分解検査を行う場合がある。参加者はこれを拒否することはできない。分解検査はその車両のライダーおよびピットクルーが分解を行う。ライダーおよびピットクルーが分解出来ない場合は、主催者が有償にて代行する。
- 8) フレーム及びエンジンクランクケースを交換した場合は、刻印（フレーム No. 及びエンジン No.）無しの状態で販売証明の提示、または交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない。

第 19 条 ピットおよびパドックの使用

- 1) ピットは、割り当てに従って使用すること。ピットの移動は禁止とする。
- 2) ピット内は火気厳禁とする。タバコ、カセットコンロ、暖房器具等の使用は禁止。喫煙は、場内の定められた場所に限る。
- 3) パドック内にペットを連れ込むことは禁止とする。

第 20 条 ブリーフィング

ブリーフィングにはライダーは必ず出席すること。場所、時間については公式通知に示す。

第 21 条 ピットロード/ピットアウト・ピットイン

- 1) 大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は**60km/h**以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。
- 2) ピットインする車両はS字コーナーを通過してから、コース右端に車両を寄せ、安全を確認してからピットロードに進入しなければならない。このピットロード及び減速区域は60km/h規制に従い走行しなければならず、またけつして補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。
- 3) ピットアウトしてコースインする車両は、第2コーナーの立ち上り（東コースショートカット入口）までコース右端を走行すること。

第 22 条 サインエリアおよびピットロードの使用

サインエリアは、サインボードの掲示・計測のみに使用とし、椅子、パラソルの設置、飲食は禁止。ピットロードを横切る際は、車両に充分注意すること。

（ライダー・ピットクルーに登録していない方の入場は禁止とする。）

第 23 条 公式予選

- 1) 公式予選の義務周回数は定めない。
- 2) スターティンググリッドは予選のタイム順で決定する。
- 3) 決勝レースの出場台数は、45台とする。

予選出走台数が両クラス混走で45台を超えた時は、グランドチャンピオンクラスとジュニアチャンピオンクラスの出走状況により台数按分してグリッド数が決定する。

- 4) コースインは、公式通知等で案内された通り行うこと。

第 24 条 スタート方法

スタート方法については公式通知にて示す。

第 25 条 競技中の注意事項

- 1) ピットインラインおよびピットアウトラインを跨いで走行することはペナルティの対象となる。
- 2) 危険な走行、妨害走行などはペナルティの対象となる。
- 3) スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコースピット側（右端）を行する。また、著しくスピードが落ちてピットに戻れないと判断した場合は、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 4) 決勝レース中に車両をピットガレージへ入れた時点でリタイヤしたものとする。
- 5) ライダーはシグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。

- 6) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 7) ジャンプスタートのペナルティに対し、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（ペナルティーストップボード）をコントロールライン等で掲示する。3回目の提示を受けた時にピットインせず、ペナルティを実行しない場合、失格となることもある。また残り周回数によってはリザルトに反映されることがある。
- 8) いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。

第 26 条 レースの一時中断

- 1) 競技監督が何らかの理由でレースの続行が危険と判断した場合、車両の走行およびレースを中断することが出来る。
- 2) レース中断の指示はフランクリナル台及び全ポストで赤旗が提示され競技の中止が合図される。
- 3) 走行中のライダーは車両の速度を落とし、ピットレーンに戻らなくてはならない。（この時、後続車に注意のこと。）
- 4) その他に関しては、公式通知にて示す。

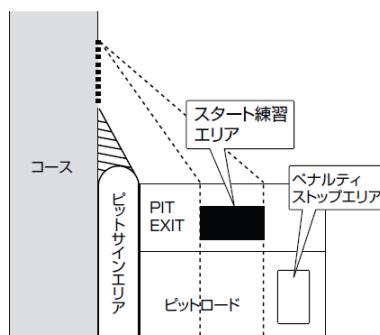
第 27 条 レースの終了

- 1) トップを走行する車両が各クラスに定められた周回数を終了した時点で、トップ走行する車両にチェック一フラッグが振られる。
- 2) 各レースの終了はチェック一フラッグによりトップ走者がゴールしたのち、4分を経過した時とする。

第 28 条 スタート練習

スタート練習はピットロード出口においてのみ行うことができる。指定場所以外でのスタート練習は一切行つてはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。
(スタート練習可能エリアは下図参照)

<ピットロード スタート練習エリア>



第 29 条 順位の決定

- 1) 優勝者は規定の距離または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
- 2) 映像判定が用いられる場合の順位の決定は、フロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過したマシンからとする。
- 3) 優勝者がフィニッシュラインを通過したら、他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 4) コース上のフィニッシュラインで、チェック一フラッグを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。

第 30 条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者は、出場する大会の前日までに、公式通知等で告知されている規則の変更や追加を確認しなければならない。
- 2) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- 3) 参加者は、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。
- 4) 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 6) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 7) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。
- 8) レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。
(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
- 9) ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れにはガソリン・クラントは入れないこと。処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。
- 10) 競技に関する業務に携わっている者およびライダーは、アルコール類または薬品（興奮剤、麻薬）を服用してはならない。
- 11) ライダー・チームクルーは、NSF100 HRC トロフィー グランドチャンピオンシップ 2017 代表にふさわしい服装で参加すること。

第 31 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 4) 競技番号の指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 32 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 芳賀日本赤十字病院

栃木県真岡市台町2461

TEL:0285-82-2195

(2) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林880

TEL:0282-86-1111

(3) 自治医科大学附属病院

栃木県下野市薬師寺3311-1

TEL:0285-44-2111

(4) 水戸済生会総病院

茨城県水戸市双葉台3-3-10

TEL:029-254-5151

(5) 水戸医療センター

茨城県茨城町桜の郷280

TEL:029-240-7711

第 33 条 抗議

- 1) 抗議の申し立てはライダーおよびエントラント代表者のみが抗議申し立てができる。
- 2) 抗議申し立てる場合、暫定結果発表後 30 分以内に抗議書に記載し競技監督に提出する。
- 3) 抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したもののが最終決定となる。審査委員会が下した裁定に関する抗議は認められない。
- 4) 抗議保証料は 1 項目につき **1万円**とする。またタイヤ、ガソリンに関する抗議保証料を **10万円**とする。
- 5) 特定のライダーに対する抗議は、抗議保証料の他に抗議者が検査費用を負担する。検査の結果違反が立証された場合には返却される。尚その場合は違反者が検査料を負担すること。

第 34 条 賞典

賞典は各クラスにおいて優勝者のみトロフィーまたはそれに相当するものが与えられる。

第 35 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 36 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っているなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 37 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事

項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ①参加者の住所に郵送される。
- ②大会事務局にて配布される。
- ③コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
- ④ライダーズブリーフィングで配布する。
- ⑤緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第2章 車両規則

2017年度 「NSF100 HRC トロフィー車両規則」に準ずる。

第1条 グランドチャンピオンシップおよびジュニアチャンピオンシップの補足事項

1) 指定タイヤ

最高速度が100km/h以上となるサーキットではDRY、WET各コンディション用のレーシングタイヤの使用を義務化する。

レーシングタイヤの銘柄、タイプは、メーカーより発売の発表のあった時点で公表いたします。

① (DRY時) は以下の通り。

- ・ダンロップ KR336 (フロント: 100/485-12 T L リヤ: 120/500-12 T L)
- ・ダンロップ KR337 (フロント: 100/485-12 T L リヤ: 120/500-12 T L)
- ・ブリヂストン S01 (フロント: 100/485-12) S02 (リヤ: 120/500-12)

② (WET時) は以下の通り。

- ・ダンロップ KR345 (フロント: 100/485-12 T L リヤ: 120/500-12 T L)
- ・ブリヂストン BT-601SS Wet NHS (フロント: 100/90-12 YEK リヤ: 120/80-12 YEK)

※使用するタイヤは、製造メーカーにより決められた走行方向（ローテーション）以外の使用を不可とする。

※溝きり、カッティング等のタイヤへの加工は禁止。

2) タイヤウォーマーの使用制限

グランドチャンピオンシップおよびジュニアチャンピオンシップにおいては、サイティングラップ後、グリッド上においてタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。また、ジェネレーター使用については、MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 17-4-4 に準ずる。

ジェネレーターはマシン 1 台につき 1 台とし、車両の後方に設置すること。他の車両との共有はできない。

3) 車載カメラ

車載カメラの取り付けを許可する。ただし、脱落しない様、固定されなければならない。

車両以外への取り付けは許可されない（ヘルメット等）

車検で取り付け状態を確認する。

もてぎ・鈴鹿共済会（MS 共済会）保険金支払い規定（抜粋）

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

- (1) 死亡保険金 : 事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合 3,000 万円の支払いを受けるものとする。
- (2) 後遺障害保険金 : 事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくし場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ 3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3) 入院保険金および手術保険金：事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として日常の生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
 - 入院の場合…1 日につき 3,000 円（1,000 日限度）
 - 手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
- (4) 通院保険金 : 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常の生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
 - 実治療日数…1 日につき 1,500 円（90 日限度）
 - 通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット/ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある）
※保険金請求金額が 10 万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。